

令和8年10月1日

各所属所長 様

一般財団法人愛媛県教職員互助会理事長
公立学校共済組合愛媛支部長
(公印省略)

令和8年度インフルエンザ予防接種補助事業に係る補助対象期間の変更について（通知）

このことについて、令和8年度当初に実施要項を送付し、補助対象となる接種期間を令和8年10月1日から令和9年1月31日までとしてお知らせしていました。

今般、インフルエンザの患者報告が早い時期から増加している状況や、9月中に予防接種を開始した医療機関があることを踏まえ、補助対象となる接種期間の開始日を令和8年9月1日に変更しました。これにより、既に9月中に接種を受けた方も、所定の要件を満たす場合は補助の対象となります。

つきましては、改正後の実施要項及び請求書様式を送付しますので、貴所属の会員及び組合員に周知くださいますようお願いいたします。

記

1 変更内容

補助対象となる接種期間を「令和8年10月1日から令和9年1月31日まで」から「令和8年9月1日から令和9年1月31日まで」に変更する。

2 補助対象者

上記期間中にインフルエンザ予防接種を受けた互助会員及び公立学校共済組合愛媛支部組合員。ただし、各請求書様式に記載の対象者に関する注意事項に留意すること。

3 補助額等

予算の範囲内で、1人1回限り2,000円を補助する。接種代金が2,000円未満の場合は、実費の100円未満を切り捨てた額を補助する。

4 請求方法及び提出期限

互助会員は別紙様式1、互助会員ではない共済組合員は別紙様式2に、インフルエンザ予防接種であることが分かる領収証の原本を貼付し、令和9年2月15日（月）必着で一般財団法人愛媛県教職員互助会へ提出すること。9月中に接種済みの場合も、同様に請求できる。

5 送付書類

- (1) 令和8年度インフルエンザ予防接種補助事業実施要項（改正後）
- (2) 別紙様式1 インフルエンザ予防接種補助金請求書（会員用）
- (3) 別紙様式2 インフルエンザ予防接種補助金請求書（非会員用）